



令和
5年度

地域課題解決型 しまね起業支援 事業費補助金

第2回公簿

島根県内で、地域課題の解決を目的とした社会的事業を
新たに起業・事業継承・第二創業する方を対象に
起業等に必要な経費の1/2(最大200万円)を補助します。

あなたの
思いが、
地域を
照らす。
。

補助対象経費の
1/2を補助します

最大
200万円

詳しくは裏面またはホームページの
公募要領をご確認ください

島根県商工会連合会 起業支援

検索

補助金の上限額

200万円

補助率 1/2

補助対象経費

人件費 店舗等借入費 リース・レンタル費
機械装置等費 店舗等改修費 広報費 外注・委託費

Step1

起業等予定地にある市町村窓口にて、申請しようとする事業が地域課題解決につながるかどうかを事前に確認してください。

市町村窓口 公募要領P13

Step2

起業相談や事業計画申請書の作成支援は、起業予定地にある支援機関まで。

支援機関窓口 公募要領P12

対象者

島根県内に居住している方 または 補助事業の完了日(令和6年2月末日)までに島根県内に居住する方で、補助金の公募開始日から補助事業完了日(令和6年2月末日)までに島根県内において個人事業の開業 または 会社等の法人を設立し、その代表となる方および Society5.0 関連事業等の付加価値の高い産業分野での事業継承 または 第二創業をする方。

対象となる事業

下記の 1 から 4 のいずれかの分野において新たに起業等する事業

1



中山間地域・離島の生活機能の確保に資するサービス

2



まちづくりや地域の活性化に資するサービス

3



教育や子育て環境の充実に資するサービス

4



高齢者等の暮らしや福祉向上に資するサービス

上記の事業において下記の要件をすべて満たす事業

1

社会性

地域が抱える課題の解決につながること

2

事業性

収益を確保して事業が継続できること

3

必要性

地域において不足しているサービスであること

4

デジタル技術の活用

生産性の向上や顧客の利便性向上につながること

第2回公募期間

令和5年 7月10日(月)～8月2日(水)

17時 島根県商工会連合会 必着

提出先は起業予定地の商工会・商工会議所です。

※必要書類の準備に時間をお求めますので、お早めにご相談ください。

補助金事務局

島根県商工会連合会 経営支援課

〒690-0886 松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階

<https://www.shoko-shimane.or.jp>

☎ 0852-61-6161